

# 令和2年塩尻市議会 12月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日 時 令和2年12月16日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 7号 塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市檜川農畜産物直売所条例を廃止する条例

議案第 10号 塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11号 市道路線の認定について

議案第 12号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中 歳出5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第 16号 令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 17号 令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

### ○出席委員・議員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君		
議長	丸山 寿子 君		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	議会事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前9時56分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。時間はまだ3分以上早いですが、関係の皆さん、全員がおそろいであ

りますので、ただいまから12月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。

それでは、審査に入ります前に理事者から御挨拶があればよろしく願いいたします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げてございます議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。日程について、副委員長から説明を申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日、委員会終了後に視察を行います。出発時刻につきましては午後1時10分の出発を予定しています。庁舎正面玄関へ集合をお願いいたします。視察につきましては、雇用促進住宅、株式会社チンタイバンク塩尻本店等を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のために委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁、これを心がけていただきますように御協力をお願いいたします。なお、発言は必ずマイクを通していただきまして、議事進行への御協力をお願いいたします。

---

### 議案第7号 塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第7号塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、議案第7号塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料、22ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、公共下水道の予定処理区域外から公共下水道に下水を流入させる者に対して、分担金を賦課するために必要な改正をするものなどであります。

概要でございますが、1点目としまして、区域外流入に係る分担金の額、賦課及び徴収の方法等を定めるものです。背景といたしましては、市街化調整区域など既存集落型地区計画区域外の宅地開発により区域外からの下水道接続が今後想定されることが挙げられますが、これに受けてのものではございません。2点目としましては、檜川地区とそれ以外の地区で異なっている分担金の額の算出方法を統一するものです。背景としましては、合併後15年が経過し下水道予定処理区域外の整備をほぼ完了していることが挙げられます。

おめくりいただきまして、23ページの新旧対照表を御覧ください。第1条の趣旨におきまして、区域外流入とは下水道予定処理区域外から下水を公共下水道へ流入させることであると定義し、地方自治法に基づき、区域外流入分担金を徴収する旨を定めております。

第2条第1項において、檜川地区を含めました市内全域を本条例における受益者と定めております。これにより、檜川地区の分担金は1戸当たりの定額から土地の面積に応じたものに変更となります。

1枚おめくりいただき、24ページ、第13条において区域外流入分担金の額を定めており、負担金等と同様に、

土地の面積に負担区の区分に応じた額を乗じて求めるものと定めております。

負担区ごとの単価につきましては、25 ページの別表にありますとおり、北小野区域が1平方メートル当たり790円、それ以外の区域が750円となっております。なお、1平方メートル当たり750円の分担金を徴収する区域が太田区域以外に拡大されるため、この部分は改めております。第14条におきましては、負担金の賦課徴収手続等に関して定めております。

第15条におきましては、区域外流入分担金に対し、負担金等と同様に徴収猶予、猶予取消し、減免、督促手数料及び延滞金を適用する旨を定めております。

1枚おめくりいただき、25ページ、附則、延滞金の割合の特例ですが、区域外流入分担金に対しても適用すること、並びに議案第2号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例と同様に、一部改正されました租税特別措置法の施行に伴い、必要な改正を行うものです。変更する内容につきましては、用語、文言の改正であります。

冊子が変わりまして、12月定例会議案第7号、2ページ目の附則を御覧ください。附則2におきまして、塩尻市榑川地区公共下水道受益者分担金に関する条例は廃止するものとしております。次の附則3におきまして、本条例の改正前に榑川地区の受益者、つまり敷地内に汚水ますが既に設置されている場合の分担金の賦課徴収の方法は、従前の例、現在の榑川地区分担金条例で定められるものによるものとしております。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものであります。私からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** これによって、榑川地区は今までより上がるということでしょうか。それから、北小野の790円、750円との違いが分かりましたらお願いします。

○**下水道課長** 今回の改正に伴いまして、条例の施行以降に汚水ますや下水道整備をされた場合に適用されるのですが、現在、榑川地区の一般住宅の場合は、1件当たり20万円の定額となっております。これによりまして、条例改正されますと、平米当たりの面積で負担金が変わってきますので、おおむね80坪よりも広い場合は現在よりも負担が大きくなりまして、それを下回る場合は、改正された後は負担金が低額となります。

続きまして、北小野地区とその他の地区の分担金の平米当たりの単価の違いですけれども、調整区域や都市計画区域外に下水道のエリアを拡大していくに当たって、その際に負担金、分担金の算定方法について検討いたしました。受益者分担金につきましては、単独管渠費の4分の1相当額と都市計画相当額を足したもので計算しております。北小野地区におきましては、小野特環という辰野町と一緒にやっている下水道の塩尻市部分なのですが、そちらの事業費を用いて分担金を計算しまして、北小野以外につきましては、こちらの吉田の浄化センターで処理しています、塩尻処理区に含まれますので、その末端処理区をベースに計算しておりますため、それぞれ根拠としている末端管渠費の違いによって分担金が40円の差となっております。以上です。

○**委員長** 古畑委員、よろしいですか。

○**古畑秀夫委員** はい。

○**委員長** ほかに。

○**中村努委員** 榑川も同じ金額になったのは、前から問題があるのではないかと指摘したので、一緒になったの

はいいことだと思います。檜川分とは別に、趣旨ですとか、区域外流入分担金の額とか条文がつけ加えられていますが、つけ加えた理由を教えてください。

○下水道課長 前回、前々回の議会でも、関連する議題があったと思うのですが、現在の市街化調整区域外での既存集落型地区計画が、ここ数回の議案の中で議題にも挙がっておりまして、7月の都市計画審議会におきまして、既に今後、既存集落型地区計画というのが実現しそうな流れとなっております。現在、既存集落型地区計画のエリア内で宅地開発が行われた場合につきましては、インフラ整備は開発者負担で行っていただくことになっております。今、下水道の計画区域は、市街化調整区域におきましては、既存の宅地だけが事業計画区域外となっておりますので、この地区計画等で開発された場合は、下水道の事業計画区域外になります。現在、事業計画区域外から開発が行われて下水道につながる際について、分担金に対する定めがありません。今後、都市計画法に基づく地区計画で開発が予定されます。それで申請事業が実現化した際に、区域外流入が予定されますので、現在、分担金の定めがなかったものを整備する必要があったことから、今回、条例改正して整備させていただくものであります。

○中村努委員 なかなか、にわかに理解できない。それ以上はお聞きしませんけれども、平たく言うと、負担金と分担金は何が違うのか教えてください。

○下水道課長 条例の第1条のところにも書いてあるのですが、まず、受益者負担金といいますのは、下水道に関する都市計画法の事業認可を受けた場所について、都市計画法に基づいて徴収するものが負担金になっております。一方、分担金につきましては、都市計画法で事業認可を受けない都市計画区域外等につきましては、地方自治法に基づいて分担金を徴収するものとなっております。ですので、現在の事業計画の下水道の事業計画区域内のうち、都市計画法の事業認可を受けたエリアについては負担金を徴収しまして、都市計画法の事業認可を受けていないエリアにつきましては、地方自治法に基づく分担金を徴収します。今回は、下水道事業計画区域外から入ってくる汚水に対する分担金ですので、それとは分けして、区域外流入分担金。これは、地方自治法に基づく分担金と位置づけをしております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 いいです。

○委員長 ほかにありましたら。

○牧野直樹委員 教えてください。ちなみに、市街化区域内の負担金は平米で幾らですか。

○下水道課長 市街化区域内の負担金につきましては、1平米当たり420円になります。

○委員長 よろしいですか。

○牧野直樹委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第7号塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 議案第8号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第8号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 私からは、議案第8号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料26ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、小坂田公園再整備計画に基づき、小坂田公園パターゴルフ場を廃止することに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、概要につきましては、小坂田パターゴルフ場に係る規定を削るものでございます。

27ページ、新旧対照表をお願いいたします。別表第1の有料公園施設の名称からパターゴルフを削除いたします。次に27ページの下段から28ページにかけて御覧いただきたいと思っております。別表2の(1)パターゴルフに係る料金表を削除し、(2)以降をそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に、中段の小坂田公園多目的運動場の使用料表について、区分の部分の表記を片面使用から片面使用に改めるものでございます。これにつきましては、体育施設条例の市内各運動場の表記と整合を図ったことによるものでございます。

次に、その下、北部公園の多目的運動場の使用料表の区分の表記を片面使用から全面使用に改めるものでございます。これにつきましては、昨年12月議会の産業建設委員会で都市公園条例の使用料の改正をお願いした際に、議員より、表記について市民に分かりにくいとの御意見を頂いておりましたので、庁内で検討をいたしまして、このたび改めるものでございます。

次に、この条例の施行につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上、私からの説明となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 パターゴルフ場の使用状況はどの程度あったか、教えていただければと思います。

○都市計画課長 パターゴルフ場につきましては、令和元年の利用人数が1,862名で、令和2年ですけれども、コロナの関係で892人という形で減っている状況でございます。パターゴルフの集計につきましては、4月から9月の集計で出ている数字でございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 まず、小坂田公園の多目的運動場ですが、全面使用の場合と半面使用の場合に分けると。これは、全面使用という、例えば野球で言うと、2面、半面ずつ使うことが想定されるのですが、半面だけ使用するの、どういう場合があるのですか。

○都市計画課長 貸出しは体育施設の総合グラウンドや、中央スポーツ公園など、そちらと同じ形態で、スポーツ推進課で貸出しをしています。その例によってですけれども、総合グラウンドの場合は、4面にソフトボールができるような状況がありますので、4分の1で使えるような形で貸していますし、小坂田公園の場合もソフトボールができるような形、野球は駄目なのですけれども、半分にできますし、サッカーも正規ではないですけれども、子どもがやる場合には、子どもの大会には2面取れるような状況になっていますので、そういった場合を想定して、全面と半面に分けている状況でございます。

○中村努委員 複数の団体が1か所を半面ずつ分けて使うのは、あまり想定できないと思うのです。体育館ではよくある感じなのですが、グラウンドは、そういう線引きは非常に難しいような気がしていて、片方空いていれば、そこまで含めて一緒に使ってしまうということがあるだろうと思うのですが、その辺はそんなに厳格にやらないということですか。

○都市計画課長 使い方としては、一般的に、大会等になると半面ずつ使用というのはなかなか考えられないのですけれども、個別のサークルですとか練習に使うみたいな場合については、それぞれのチームごととか、団体ごとが半分ずつ使うことは想定されると思いますし、そういった使い方をされているのを現に見ておりますので、そういった場合を考えて、こういった形で半面、全面という分けになっていると考えられます。ただし、議員の意見も、そういった考えを持っておられる方もいると思いますので、庁内で検討させていただいて、どうあるべきかを調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○中村努委員 分かりました。あと、今度、北部公園ですけれども、今までの片面使用の場合から全面使用の場合に、金額は変わらずに、全面使用で借りれば2面使っても同じという理解でいいですか。

○都市計画課長 この経緯を、私調べたのですけれども、北部公園が供用開始をしたときには、まだこのグラウンドが完全に出来上がっていない状態で貸出しを開始しておりました。まだ完全にできていないということで、片面使用という形にしたのですけれども、その後、実際に完全に工事が竣工した段階で、本来であれば、表記替えをする必要があったと思うのですけれども、そのまま今回に至ってしまったところです。面積的な部分を申しますと、当時、工事が終わらない段階で供用開始したときと、最終の完成したグラウンドの面積がほぼ変わっていないことで、金額については、総合グラウンドよりも北部公園は小さいですので、3分の2程度しかありませんので、当時、それに基づいて半分の使用料という形で設定をした経過がありますので、この表記で問題ないと庁内でも調整をしたところでございます。

○中村努委員 そうすると、片面使用の場合ということでこの料金だったけれども、今まで2面使って、大会とか地区の大会とかをやっているケースがあります。それは、片面ずつ料金がかかっていたわけですか。

○都市計画課長 片面ずつではなくて、北部公園については片面という表記で全部使用していたという形になっております。

○中村努委員 表記の仕方です。了解です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

それでは、質疑を終了いたします。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第8号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 議案第9号 塩尻市檜川農畜産物直売所条例を廃止する条例

○委員長 続きまして、議案第9号塩尻市檜川農畜産物直売所条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○農政課長 議案第9号塩尻市檜川農畜産物直売所条例の廃止でございます。資料は30ページをお願いしたいと思います。

1の提案理由でございます。塩尻市檜川農畜産物直売所を廃止することに伴い、塩尻市檜川農畜産物直売所の条例を廃止するものでございます。塩尻市檜川農畜産物直売所でございますが、木曾平沢の道の駅にあります通称ならかわ市場の直売所でございます。平成11年3月に建設竣工しました、木造の店舗でございます。適化法期限は22年で令和3年3月まで、現在、地場産業振興センターに指定管理をお願いしてまして、平成28年から5年間で令和3年3月まででございます。木造質土の老朽化も著しく、また、くらしの工芸館に直売所の機能統合を行うため廃止するものでございます。

2の条例の施行等でございます。令和3年4月1日に施行するものでございます。私からは以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 確認なのですが、ならかわ市場を取り壊すということですが、あそこの直売所機能がくらしの工芸館に移るのですか。

○産業政策課長 私から回答させていただきたいと思いますが、12月初旬に、もう既に引っ越しは終わらせていただいております。直売所機能については、くらしの工芸館の中にもう既に入って運営をしている状況です。

○中村努委員 そうすると、条例上は塩尻市檜川農畜産物直売所という位置づけですが、12月に始まっている同様の場所は、そういう名称ではなくて別の名称になるのでしょうか。

○産業政策課長 今、くらしの工芸館に入れました直売所につきましては、地場産業振興センターの事業の1つという形で、ほかの物販と同じような扱い、商品を扱っていますので、その一部という形で扱っていきたいと考えています。ですので、新たな名称等は考えてございません。

○中村努委員 大体、普通の農産物の直売所というと組合員がいて、組合員が直売するのですが、今やっ

ているのは農家が直接商品をそこに持ってきて売る直売なのか、地場産センターが仕入れをして販売する形式なのか、その辺はいかがですか。

○産業政策課長 今まで行っておりました直売所につきましても、地場産業振興センターが指定管理を受けて、物品等は地元で作っていただいた加工品ですとか野菜等は仕入れておりますけれども、基本はセンターで仕入れて販売している状況でございます。

○委員長 今のことで私からいいですか。今までは、農産物については持ち込んだ人が委託販売の形で手数料だけ払って、販売させてもらうという形態だったと思いますけれども、今のお話だと、地場産センターが今までも仕入れて販売をしてきて、これからもそれが変わらないという答弁だったように思いますが、そういうことでいいのですか。

○産業政策課長 係長から説明させていただきます。

○産業振興係長 ならかわ市場ですけれども、これまでも直売、農家の方が自分のものを持ち込み、それが販売されたときに手数料分を地場産センターが頂くという直売機能でした。現在、くらしの工芸館で行っていることも同じような形で継続してございます。直売という形で、地場産センターが仕入れをして責任者として販売するのではなくて、委託、直売、農産物が置いてあって、場所を提供している形で継続してございます。

○委員長 だとすると、先ほどの産業政策課長の答弁は内容が違っているように思いますが、いかがですか。

○産業政策課長 すみません。私の認識不足でして、今の係長が正しい回答になります。

○委員長 では、その部分は今までと変わらずと、機能は変わらずという認識でよろしいわけですか。

○産業振興係長 そのとおりでございます。

○委員長 分かりました。もう1点、今のそのことで。条例を廃止するということは、要は現地にある建物は廃止になるが、農畜産物直売所の機能や名前は移って、それは地場産センターが今までどおり運営することで、条例とのそごはないということによろしいわけですか。いかがですか。

○産業政策課長 おっしゃるとおりで、そごはない形になります。

○委員長 分かりました。

ほかに。

○古畑秀夫委員 この裏にあるトイレなどは、そのまま今も使用しているという理解でよろしいですか。議員全員協議会で説明を受けて、いずれにしても直売所は解体していく計画だと思います。トイレの関係との関わりが分かればお願いします。

○産業政策課長 トイレにつきましては、国土交通省から道の駅として施設自体を指定されていますので、基本トイレは、24時間使える体制は今後も維持していく状況で考えております。ただ、市場ですとか、そちらのトイレも築20年以上たっている木造の建物になっております。大分老朽化が激しい中で、トイレの建替えは今後検討していきたいと考えております。

○副委員長 地場産センターに農畜産物の直売所を設けるわけではなくて、そういうコーナーを設けるということですか。適化法による目的外使用にはならないか。

○産業政策課長 係長から説明をさせていただきます。

○産業振興係長 正確に申し上げます。3月までというところでは、この農畜産物直売所という施設はございま

して、その機能を、施設が老朽化しているので、くらしの工芸館の中で事業は行っている。その機能はしっかり維持するように行っているところです。4月以降というところでございますと、直売所、施設は廃止いたしまして、またそれに伴って指定管理を行って、直売事業は市の直売の指定管理ではなくなってしまいます。ただ、実情として、機能がなくなるとは困りますので、地場産業振興センターで同じ直売所の機能を行っている形になります。3月までの適化法の中で、指定管理の中で行われるべき事業は、引き続きしっかりと地域の中で担保される形になっておりまして、条例とそごはありません。

○副委員長 地場産センターの事業の目的の中に、農畜産物を売るといのは入っているかないかということをお聞きしているわけ。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 地場産センターの定款の中に、地場産業の育成及び発展、地域経済の活性化というものがございます。地場の野菜を使って地域経済の発展を資すると、そういう意味で、地場産センターの適化法から見てもそごはないと考えております。

○副委員長 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○牧野直樹委員 この条例を廃止することによって、農政課からは手が切れるということですか。

○農政課長 そのとおりでございます。

○牧野直樹委員 そうすると、3月以降は地場産センターが直売所を直営でやるということですか。

○産業政策課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 地場産センターがやるということになると、今までは地産地消ということで、地元の組合員が自分のところで取れたものをを出していくというのは建前だったと思うけれども、地場産センターがやるということは、仕入れ販売もできるようになると、地物に関わらず仕入れて販売できるのですか。

○産業政策課長 係長から説明させていただきます。

○産業振興係長 方法としては、そのとおりでございます。ただ、これまでも直売所、ならかわ市場でも季節のもので不足するものなどは、管理者である地場産センターが直接産地からミカンとか、そういったこちらでは作れないものは仕入れていて、同じようなことをしてございますので、4月以降、この12月からも同じような形で運営がされるものと思っております。

○中村努委員 それが法律上というのか分からないのですが、法的に大丈夫だということで理解しました。

もう1つは、総務生活委員会で議論があったと思うのですが、例の過疎債の問題ですが、今後、トイレの改修などをするとき、どんな影響が出てくるのか分かたら教えてください。

○産業振興係長 過疎債につきましては、塩尻市が除外というか、これからは対応地域から外れるというような報道もされているのも承知してございます。今後の、例えば工芸館の改修ですとか、ならかわ市場の取壊し、トイレの改修ですとか、そういった公共事業等につきましては、ほかの檜川地区で行われる事業も含めまして、また、精査等させていただく中で、経過措置等もあるという話も伺っております。予算の範囲内でできるところをやっていく形で対応していきたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号塩尻市榑川農畜産物直売所条例を廃止する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第9号塩尻市榑川農畜産物直売所条例を廃止する条例につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 議案第10号 塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第10号塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。この説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案関係資料の31ページを御覧ください。議案第10号塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

提案理由につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法令第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年10月1日に施行されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、引用している省令の題名を改めるものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、資料の32ページの新旧対照表を御覧ください。まず、現行の第2条を御覧ください。この条例の下線の部分でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条となっておりますが、改正案の同じ部分になりますが、そちらの法律第26条というように、省令の一部に新たな条文が加わったため、条ずれが起きました。そのための改正に伴いまして、必要な改正を行うものでございます。私からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 改正内容は分かったのですが、そもそもの、この条例の対象となっている施設も確認させてください。

○産業政策課長 地域経済牽引事業につきましては、国の地域未来投資促進法という法令の条例になってございます。こちらにつきましては、市町村が基本計画を策定しまして、その基本計画に基づいて事業者、企業等が地域経済牽引事業計画を策定して、長野県が承認したものにつきまして、市で固定資産税の免除を3年間行うというものになってございます。こちらにつきましては、現在、塩尻市で策定している計画自体が平成29年から行っておりまして、令和4年までの事業という形になってございます。こちらにつきましては、現在まで7件7社の申請がありまして、認定を受けているという状況になってございます。ちなみに、今年度につきましては、0件

となつてございます。以上です。

○中村努委員 社名とかは具体的には言えないということですか。

○産業政策課長 社名につきまして、申し上げます。赤羽工機、セイコーエプソン、ユニコン、ソヤノウッドパーク、サイクス、アルプス、城北工業の7社になってございます。

○中村努委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第10号塩尻市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 議案第11号 市道路線の認定

○委員長 続きまして、議案第11号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料33ページをお開きください。議案第11号市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案の理由ですが、市道路線の認定について道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、3路線を認定するものです。全ての路線が開発事業に伴い帰属を受けた道路となります。まず、路線番号1372、路線名は堰西25号線です。場所につきましては、次の34ページの別図1を御覧ください。長者原公園の東側で四ヶ村堰に近接するところとなっております。33ページに戻っていただきまして、延長につきましては約30メートル、幅員は4.2メートルでございます。開発道路の構造物等は片側に自由勾配側溝が設置され、終点に回転広場が設けられ、雨水処理は浸透ますが設置されております。区画数は4区画となっております。

次の路線、路線番号4251、路線名は高出40号線です。場所につきましては、35ページをお願いいたします。別図の2です。市営球場の北側となります。その開発となっております。33ページに戻っていただきまして、

延長につきましては124メートル、幅員は6メートルでございます。道路の構造物等は道路両側に自由勾配側溝が設置されており、流末は田川左岸第5号の雨水幹線が接続のところになりますので、そこに直接放流をさせていただきます。開発区域につきましては、区画数が21区画となっております。なお、市道に接する区画は15区画となっております。

次に、路線番号7340、路線名は町区南裏道2号線でございます。場所につきましては、36ページでございます。国道153号線の仲町交差点の手前を南に入ったところとなっております。ページを戻っていただきまして、33ページ。延長につきましては約36メートル、幅員は6メートルでございます。開発道路の構造物等は道路の両側に自由勾配側溝が設置されており、終点に回転広場が設けられております。雨水処理として1か所、浸透ますが設置されているものでございます。区画数は4区画となります。

以上、市道の認定をする路線でございます。あと、参考といたしまして、今回の認定をすることによりまして、市道路線の本数は3路線増えて2,535路線、総延長距離は190メートル増加し、89万5,824メートルとなります。私からの説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。いかがでしょうか。

私のほうから1点。今までの市道路線認定みんなそうなのですが、こういう短い、小さな町の中の路線が認定されることは、私はとてもいいことだと思うし、必要なことだと思いますが、これは認定する前に、今、自由勾配側溝がほとんどの路線では既に入って整備されていて、今後、新たに路線として整備をしていくことはなくて、こうやって認定がされるということなのですが、今まで自由勾配側溝を入れたのは、市が入れたということでしょうか。

○建設課長 今回、開発事業ということになりますので、開発者が全て原因者として入れてもらって、そこでそれを引き取るという形になっております。開発の基準がありまして、道路に側溝を入れてとか、勾配幾つとかそういうような規定があって、それによって、それを開発者と協議して道路を築造して帰属を受けたものでございます。

○委員長 なるほど、分かりました。開発のときの条件として、市道路線にそもそも認定に足る条件の施設を入れることが条件になっていて、それが既に開発者によって行われていると。全てそういう原則でやっているということですか。

○建設課長 開発事業につきましては、開発許可制度というのがありまして、その許可制度の中に基準がございますので、許可を受ける場合は、市街化区域だと1,000平米以上のものは許可を受けて、それを長野県で許可をしていますので、そういった中で基準を設けておりまして、その基準に沿って、最終的には市に帰属という条件がつけられますので、そういったものは市道認定を受けているということでございます。

○委員長 分かりました。

ほかにありましたら。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議案第 11 号市道路線の認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第 11 号市道路線の認定については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで 10 分間休憩とします。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 再開

○委員長 それでは、若干時間が早いですが、皆さんおそろいですので休憩を解いて再開をいたします。

**議案第 12 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）中 歳出 5 款労働費（1 項労働諸費 2 目ふれあいプラザ運営費を除く）、6 款農林水産費、7 款商工費、8 款土木費**

○委員長 それでは、議案第 12 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）に入りますが、これに入ります前に予算に関する説明書の訂正があると申出を受けておりますので、担当課の説明を求めます。

○総務人事課長 大変申し訳ございません。補正予算の冒頭、少々お時間を頂きまして令和 2 年塩尻市 12 月定例会の議案に併せて提出をいたしました予算に関する説明書の一部に誤りがございましたので、訂正をさせていただくと共に説明をさせていただくものでございます。

訂正ページにつきましては、議案第 12 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 7 号）の 54、55 ページの給与費明細書になりますのでお開きください。併せまして、事前にお配りしてある訂正資料を御覧いただきたいと思っております。まず、令和 2 年 12 月 14 日付 2 総第 126 号、こちらの資料になります。かがみ文をおめくりいただきまして正誤表で説明をさせていただきます。

2 の一般職（1）総括の上段の表になりますが、共済費の部分になります。修正後の部分でございますが、6 億 4,979 万 9,000 円。この部分が、正しくは 6 億 5,339 万 7,000 円。それからすぐ隣の合計欄になりますが、39 億 3,538 万 6,000 円。この部分が 39 億 3,898 万 4,000 円に訂正をお願いいたします。同じく、共済費の修正前の部分になりますけれども、6 億 1,896 万 4,000 円。この部分を 6 億 2,256 万 2,000 円。それから右隣の合計になりますが、39 億 3,581 万 6,000 円。この部分を 39 億 3,941 万 4,000 円。また、同じくその下の表になります、時間外勤務手当の部分でございますが、修正前の部分でございます。1 億 1,780 万 4,000 円。この部分を 1 億 1,800 万 4,000 円。すぐ下の比較欄でございますが、3,313 万円。この部分を 3,293 万円。

次に、55 ページにまいりまして、3 会計年度任用職員、上段の表になります。職員数の補正後の人数でございますが、866 人とあるところを 899 人に訂正をお願いいたします。

また、お配りした資料に修正後の給与費明細書もおつけしてございますので、差し替えをお願いいたします。なお、今回の訂正につきましては、提出をさせていただきました給与費の内訳のみの誤りであり、議案の補正額全体についての修正はございませんので、よろしくをお願いいたします。

次に、令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、こちらの訂正も併せてお願いをいたします。

この13ページの給与費明細書になります。

1の特別職の表になりますが、修正前、修正後の欄にそれぞれ金額等が入っておりますが、今回該当する補正はございません。補正前の部分に入っている数字が全て誤りでございまして、修正後の数字と同じ数字がそのまま修正前の欄にも入りますので、訂正をお願いいたします。

こちら修正後の給与費明細書をおつけしてございますので、差し替えをお願いいたします。なお、こちらの訂正につきましても、提出しました給与費の内訳のみの誤りでございまして、議案の補正額についての修正はございませんので、よろしくをお願いいたします。

次に、これに関連しまして、前回、令和2年塩尻市議会9月定例会で議決を頂いております議案の予算に関する説明書の一部にも誤りがございましたので、併せて訂正をお願いするものでございます。もう1部お配りしてあります資料の令和2年12月14日付2総第127号の資料を御覧ください。かがみ文をおめくりいただきまして右上に、令和2年塩尻市9月定例会議案第20号塩尻市一般会計補正予算（第6号）令和2年12月14日訂正版と明記してあります資料を御覧ください。

2の一般職（1）総括の表上段になりますけれども、給与費の職員手当、計、合計欄、それから下段の時間外勤務手当の欄、それぞれ朱書きでお示しをしておりますとおり、訂正をお願いいたします。こちらにつきましては、先ほど訂正をさせていただきました職員手当の時間外勤務手当に関連をしまして、整合を取る中で訂正をさせていただくものでございまして、9月議会で議決いただいた補正額の訂正はございませんので、よろしくをお願いいたします。訂正に関する説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 今の訂正に関してはよろしいでしょうか。それぞれの資料、差し替え、訂正をお願いいたします。

それでは、改めて議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）の議題の説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、歳出の御説明を申し上げます。補正予算書36、37ページをお願いいたします。36ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましても多くの科目で補正をお願いしております。その人件費につきましては補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私からその内容について、まず一括して御説明申し上げます。人件費につきましては、今年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして職員給与費、会計年度任用職員報酬の補正をお願いするものであります。以降、各担当課からの説明は省略させていただきますので御了承ください。

それでは続きまして、5款労働費の3つ目の白丸、UIJターン促進事業の黒ポツ、実践型インターンシップ負担金につきましては、首都圏などの大学生を市内の中小企業に迎え入れて、企業の課題解決等に取り組んでもらう事業であります。今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクが非常に高いという中で、事業を中止することによりまして、減額補正するものであります。説明は以上です。

○農政課長 続きまして、農政課でございます。資料をおめくりいただきまして、38、39ページでございます。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、真ん中の白丸でございます。ぶどうの郷づくり等推進事業。黒ポツで、果樹共済等加入推進事業補助金でございます。農家のセーフティーネットであります果樹共済等収入保険の掛金の2分の1以内を補助するものでございます。今年度より収入保険加入者も対象とし、また、果樹共済等収入保険の見込みをNOSA長野に確認しましたところ、収入保険で19件増えていまして、予算に対して99万1,000円不足する見通しになりましたので、99万1,000円の増額をお願いするものでございます。私からは以

上です。

○**森林課長** 続きまして、40、41 ページをお願いいたします。6 款農林水産費 2 項林業費 3 目造林費の 1 つ目の白丸、森林再生林業振興事業の 3 つ目の黒ポツ、森林整備補助金 4,858 万 4,000 円の増額であります。これは林業事業者が経営計画等に基づく森林整備に対しまして、県の信州の森林づくり事業補助金の交付決定を受けて実施する整備に対し、市が上乗せ補助金を交付するものでありまして、具体的な整備内容につきましては、今年度は集中して、搬出間伐等よりも標準単価が高い特殊地拵えや、植林などの造林に関わる施策が増えたことによりまして事業費が増加したものであります。私からは以上です。

○**産業政策課長** 続きまして、7 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費の最初の白丸、中小企業融資あっせん事業の最初の黒ポツ、中小企業融資あっせん保証料補給金 1,000 万円の減額につきましては、2 つ下の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業へコロナ枠としまして、予算の組替えを行うものでございます。次の黒ポツ、中小企業融資あっせん資金預託金 1 億 1,500 万円の増額につきましては、ここ二、三か月ほどは借入れ件数ですとか、借入額は大幅落ち着いてきておりますが、今後、年末年始や年度末にかけて、企業からの借入れが増加することも想定されるため、中小企業者に対して十分な運転資金を確保してもらうため、融資可能枠を拡大するものでありまして、この預託額に対して約 5 億 4,000 万円ほど拡大するものでございます。

次の白丸、企業立地促進事業の黒ポツ、オフィス立地促進事業負担金 51 万 8,000 円につきましては、情報通信業などが市街化区域内などに新たにオフィスを開設した場合、上限 4 万円で賃借料の 2 分の 1 を 3 年間補助するものであります。当初予算では 2 件分の上限 96 万円を計上させていただいておりましたが、今年度、これまでに 4 件の申請があったことから、増額補正をお願いするものでございます。

次の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業の 2 つ目の黒ポツ、中小企業融資あっせん利子補給金につきましては、資料がございますので配付してもよろしいでしょうか。

○**委員長** 許可をいたします。

○**産業政策課長** 後に出てきます地場産業事業継続支援金の資料も併せて配付させていただきます。

○**委員長** 許可をいたします。

○**産業政策課長** この利子補給につきましては、市制度融資の新型コロナウイルス感染症対策特別資金を借り入れた事業者の利子を 3 年間補助するものであります。資料により説明させていただきますが、例えば交付イメージの 4 月支払いがある事業者に対しましては、支払い開始月から 12 月までを令和 2 年度分として補助しまして、翌年 1 月から 12 月までを令和 3 年分というような形で、1 事業者最大 36 か月分の補助を行うものとしております。よって、最も遅い事業者につきましては、イメージ図の一番下段になりますが、令和 3 年に、例えば支払いがあった事業者につきましては、令和 6 年度が最終の補助年度という形になってまいります。12 月までとさせていただきますことにつきましては、対象事業者の支払いを年度内 3 月に支払うということになりますと、利子の支払い状況の確認、銀行等への滞納の有無等の作業がございます。このような確認作業をするために、金融機関の確認作業が約 1 か月程度を要するという事、また、現在約 600 社いる事業者から、必要書類、請求書ですとかそういったものを取りまとめることなどを考慮したものでございます。

現在の予算額 6,900 万円につきましては、借入れ額の総額に利率 0.8%をかけた上で、1 年間の利子額として現時点では算定をさせていただいておりますが、今回、月別の償還額を試算することで、より正確な予算額を算

定し直したことによりまして、3,500万円余の減額補正をお願いするものでございます。

次の黒ボツ、地域企業経営革新プロジェクト負担金88万5,000円につきましては、さきの9月補正予算でお認めいただきましたコロナ等不況時に耐え得る経営基盤の強化、安定化を図ることを目的に、新事業展開や新分野進出にチャレンジする企業に対し、研究開発費等を補助率2分の1、上限100万円補助する事業であります。長野県工業技術総合センターの職員などで構成された審査会を経て、当初予定件数5件に対しまして7件の提案が認められましたので、増額補正するものであります。7件の内容につきましては、医療用鉗子ですとか、絞りプレス成形加工技術の開発、PPS樹脂を使用した金属部品の樹脂化の研究などとなっております。

次に、3目木曾漆器振興費の白丸、木曾漆器振興事業の黒ボツ、地場産センター事業継続支援金1,500万円につきましては、コロナ禍による緊急事態宣言などにより、道の駅木曾ならかわへの来客数が激減したことによる売上げの減少や、外販、文化財修復などの営業活動が制限されたことによる外注の売上げの減少により、正味財産が昨年以上に減少することが想定され、このままでは財団の事業継続に影響を及ぼしかねないため、増額補正をお願いするものであります。

別紙の資料を御覧ください。こちらの図につきましては、令和2年度の財団法人の予算と決算見込みの概要であり、それぞれの左側が収益、右側が費用、支出となっております。収益のうち、工芸館の売上げ、一番下のオレンジ部分になりますが、これにつきましては、コロナ禍による休業や来客数減少などにより、当初予算に対して約28%、2,350万円ほどの減収を見込んでおります。ならかわ市場、緑色の部分につきましては、同じくコロナ禍により休業等において売上げが減少し、経費削減を図るため、11月末をもって閉鎖し、工芸館へ店舗統合を図っておりますが、当初予算に対し約44%、2,480万円程度の減収を見込んでいます。文化財修復、紫色の部分になりますが、こちらにつきましては営業活動などが制限され、計画どおりの受注が得られていないという状況の中から、当初予算に対して25%、約500万円の減収を見込んでいます。PRイベントの収入につきましては、イベント各種が中止になったため、売上げが見込めず、また体験学習につきましては休業、受入れ休止により、春先は減少しておりましたが、秋以降は学生の修学旅行などにより利用が増加したため、予算どおりとなっております。

負担金その他につきましては、経営アドバイザー負担金や大規模展示負担金などのほか、地場産センター自体大幅減収に伴いまして、国の持続化給付金やパート従業員を計画休業させたことにより、雇用調整助成金を受給したことにより、増額となっております。

次に、費用、支出につきましても、収益が減少している中で、今できる限りの最大限の削減を図ってきております。人件費につきましては、職員の賞与を昨年の冬に続き、今年の夏もカットすると共に、ならかわ市場の閉鎖によるパート従業員削減等により約15%、580万円ほどのコストカットを見込んでおります。売上げ原価につきましては、文化財修復事業において年度末の工事対応の相談も来ていることから、職人の賃金、外注費、材料費などについて先行する部分があり、8,600万円程度としています。また、各事業費につきましても、事業中止などによりまして、30%程度、700万円ほどの減額を見込んでおります。

総体としまして、コロナ禍による観光客減少ですとか、外部営業が敬遠されている影響から収益が伸びず、人件費の費用を削減するも、正味財産が約1,500万円ほど減少するという状況となっております。

塩尻・木曾地域地場産振興センターは平成4年、1992年に公益財団法人として設立されたため、建物、土地な

どに相当する約2億5,000万円ほどが公益活動を行っていく上で義務を負っています。この義務履行を進めると共に、大きな負担となっていた建物などの老朽化に対応するため、平成31年4月に市へ土地、建物を寄附しましたが、一方で財産が大幅に減少し、今般のような収益の変動に対するリスクが高まり、コロナ禍を受けて事業継続が危ぶまれる状況となっています。地場産業振興センターは道の駅の指定を受けているだけではなく、販売や流通の機能を有することで、木曾漆器産業を主とした地場産業振興の重要な役割を担っており、また、木曾路の玄関口にあることで、塩尻と木曾地方双方の魅力を発信し、地域経済の活性化に寄与する存在であります。

市としては、この存在を維持する責務があると考え、経営の改善を促しながら、事業継続のための支援金を計上いたしました。財団法人の正味財産は、本年度当初で約2,500万円と、出捐金3,100万円を下回る状態となっており、この支援金1,500万円がない場合、年度末に正味財産が1,000万円程度となることが見込まれ、財団の維持も危ぶまれることとなりますので、この度の財政支援を必須と考えております。なお、今回の増額補正による財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を充当することとしております。私からの説明は以上となります。

**○建設課長** それでは、42、43ページをお開きください。8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費でございます。2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費の黒ポツの県単道路事業等負担金515万9,000円を増額するものがございます。2つ理由がありまして、今、県が実施しております贄川駅の向かいの旧贄川小学校、現在の信州リハビリテーション専門学校の裏で実施しています、急傾斜地崩壊対策事業の事業費の変更に伴う負担金の増額と、J A洗馬から北に向かう上今井洗馬停車場線の歩道整備と道路拡幅している道路のところに関わります雨水処理として整備される雨水管工事の工事費の変更に伴い、負担金が増額となったために、合計で515万9,000円を増額するものがございます。私からは以上でございます。

**○建築住宅課長** おめくりいただいて、44、45ページをお願いいたします。5項住宅費1目住宅企画費、2つ目の白丸、空き家対策事業、黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金422万5,000円を増額についてです。この補助金は住宅環境を整備することにより、本市への移住または定住を促進するため空き家の活用等に要する経費に対して2分の1を補助金として交付するもので、補助金の増減を空き家の片づけについては10万円、空き家の改修または解体については50万円としているものがございます。本年度当初予算1,500万円で事業を進めておりましたが、現在、補助金の交付を決定した件数が片づけ補助については16件、改修補助については13件、解体補助については17件、合計46件で補助金の交付決定総額が1,436万円となり、残り64万円となっております。今月中に2件の申請が既に予定がされており、当初予算に達する状況でございます。

しかしながら、現在空き家の相談窓口であるしおじり街元気カンパニーへ、今年度中にこの補助金の活用を要望している物件がほかに、片づけが6件、改修が6件、解体が2件、合計で14件分あり、不足する422万5,000円を増額補正をお願いするものがございます。

なお、この補助金に関しましては、平成28年度補助金制度が開始し、4年間で延べ140件4,520万円を補助金として交付しておりますが、年々申請件数が増加しており、平成25年、平成30年度に実施した空き家調査に基づき、空き家の利活用希望のある所有者等へ補助金制度の紹介を実施したことなどの成果が徐々に現れたものと考えています。

以上、令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）について説明させていただきました。御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**牧野直樹委員** 41 ページの地場産センター事業支援金 1,500 万円、これはさっきの説明によりますと、このセンターが 1,500 万円の赤字になりそうなので、単純に言うと、赤字を補填してくださいというものだと思うのだけれど、今年だけではなくて、来年、再来年も赤字になったら市から補填をしてくれという考え方ですか。

○**産業政策課長** 今現在、大分コロナ禍の影響で、先ほども資料で説明させていただきました、売上げ等が減少しているという状況であります。やはり年度当初に比べても事業計画等が立てにくい状況ということになっております。ただし、これをずっと続けていくということは決して財団自体も考えておりません。今現在、例えば新たな事業展開ですとかいったものも模索しています。ホームページ、EC サイトの拡充ですとか、ふるさと納税等と、その中で今現在、急激に売上げが望めないというような状況の中から、今後につきましてははっきりその辺を見据えて、あまりにも現状というか計画とかけ離れた事業計画を策定するのではなく、このコロナの影響を反映したような計画をつくって、単年黒字を目指していくと、このような取組で今現在行うということとしています。

○**牧野直樹委員** 意気込みはよく分かるが、現実を見てもらわないと駄目だよ。これからの地場産センターのシミュレーションもいろいろ見させてもらったのだけれど、とても追いついていかない。今まで 2 年間何をやってきたのと、簡単に市に財産を譲渡して、市に面倒見てもらって、その指定管理をしてやっていく。それで赤字が出たら市からお金をちょうだい。私はそんな甘いことではいけないと思う。どこの事業だってコロナ禍でみんな大変なことをやっているのだし、そんな簡単に考えてもらっても困る。この 1,500 万円の出どころというのは何ですか。歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のマイナスの 1,615 万円と、これが商工補助金から削られていて、それで、商工振興費の国からの 3,115 万円も削ってやって、ここに 1,500 万円も持ってきたということですか。

○**産業政策課長** 歳入に関しましては、今回のコロナ禍に伴います臨時交付金につきましては、塩尻市に 8 億円近く来るというお話も伺っております。その中の相対的なお金の増減という形になっています。今回 2 目の商工振興費につきましては、県からプレミアム付商品券の関係で、追加で事業者支援の事業者間商品券を塩尻市で行いまして、そちらも申請したところ、予算が約 3,100 万円ほどついたものですから、そちらを充当させていただきまして、臨時交付金をその分削減しているということ。あと、見方としましては、そちらを削ってとなりますけれども、実際、地場産センターにつきましては、コロナが始まった当初から、大分経営状態が厳しいという中で、この交付金を充てていくという考えで当初からおりました。以上です。

○**牧野直樹委員** コロナの関係のお金をそこに回したということですか。

○**産業政策課長** そのとおりでございます。

○**牧野直樹委員** 今、毎朝テレビでコロナの関連の国から来るお金を何とかの金だとか、何とかの宇宙空間だとか、学校のトイレだとか、そういうのに使っていると毎日テレビで放映していますが、その使い道がおかしくないかと。コロナでみんな商店街の人だとか、飲食業の人だとか、20 万円、30 万円もらって時短をしるとか、そういうお金しかもらわないのに、国や県はお金を何に使っているのか。

例えば、それが確かにコロナのための資金があって、ただ、地場産センターが 1,500 万円赤字になったからそ

れに補填するという、それもどうかと思うし、これからの地場産センターを考えていく上で、安易に認めていかなと思うのです。もっと地場産センターはどうやって生きてくかということを根本的に考えて、道の駅、道の駅と言ったって、とてもではないけれど、あの形態からして、違うところに対抗できるような道の駅ではない。先ほども地場産センターがその中に入ったということだけであって、決して何の改善をすとも思われなし、今後の改修計画等も考えていくと、お金のかかることばかりだという中で、今後しっかり考えていただいて、やっていってもらうというのが1つと、ここで1,500万円出していいかと、補助金があるから出してもいいのか、市の腹が痛むわけではないので、それはそれでせつかなので補助金を使えばいいと私も思うのだけれど、しかし、それは安易に許されることではないなという思いがいっぱいしている。だから、担当者の思いをよくしっかり話ししていただいて、私どものそういう考え方を、そっち方面に向いてもらうだけの説明をしていただかないと、今聞いていると、単に正味財産が減って赤字になったから市から1,500万円出してくれというのはいかがかと思うのだけれど、いかがでしょうか。

**○産業振興事業部長** まず、1点目の御指摘でございますけれども、1,500万円の財源でございますが、地方創生臨時推進交付金の活用が可能な事業の例ということで、一つ、公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援といったことがうたわれておりますので、今回の臨時交付金の趣旨としては合致しているものと考えております。

委員御指摘のとおり、私どもも経営計画を立てまして、数字がなかなか計画どおりに進まず、いわゆる意気込みだけではとても追いついていないという状況はしっかりと受け止められます。もう社会構造自体が店舗販売、店で物を売ることが非常に厳しくなっております。さらに、その立地条件もなかなか入りやすいという立地でもございません。そういった厳しい状況、さらには、木曾の道の駅も以後たくさんできました。そういう厳しい状況の中であって、今後、取れていく収益をきちんと見出していきながら、どうしても予算と実態がかけ離れていますので、例えば今回の地場産センターの売上げ6,200万円でも黒字になるような収益構造をしっかりと改めて検討させていただきたいと考えております。

削れるところは結構削ってもきています。特に人件費に関して言いますと、退職した職員の補充を行わなかったり、先ほど課長も申し上げましたとおり、昨年冬以来ボーナスを支給していないと。私共そういうところは非常にじくじたる思いを見ながら、地場産センターの職員は一生懸命頑張っています。裏を返して言えば、今は4人のプロパーの職員で1億円、そういった売上げを上げていることも事実です。そういった職員の頑張りにもきちんと答えつつ、委員の御指摘の今後の継続、そこはきちんと見極めて、今後運営をしてまいりたいと、黒字化を目指して頑張っていきたいと考えております。以上です。

**○委員長** よろしいですか。

**○牧野直樹委員** これ以上いろいろ言ったって改善されるわけではないし、確かに皆さんの意気込みはよく感じるのだけれど、地元で見て、地場産センターの位置づけというのは、地元の人たちはどのように考えているかというのも一つ問題にもなっています。たまたま私はあちらに同級生がいっぱいいるのだけれど、あれはもう要らないのではないかと、漆器をやっている人がそう言っているのであれば、地元に対してどうかと思うのが一つだし。本会議でも少し言いましたけど、都市計画のお金を使ってあれだけのまちを作ったということになれば、そのまちを生かした事業を考えていって、この道の駅でもしやるのだったら、すごく小さい道の駅にして、ただ直

売を売るだけのような形でも私はいいと思っています。その町並みを生かした、町並みの利用を考えて地場産センターの今後も考えていくというのをお約束していただければ、今回に限りということだと私は思うのだけれど。皆さんはどう言っているか分かりませんが、私は今そのくらいにしないと、この地場産センターの今後は本当に不安だし、先ほど中村委員が言ったように、過疎債とかそういうものがまた見直しになって卒業団体になってしまうと、またこれでこれからの維持費からいろいろ考えていくと、市のお金は出るきりではないかなと思う心配があります。今回意見も言わせてもらったので、今回に限り私は仕方がないかなと思っていますけれど、皆さんの意見もお聞きしながら、委員会として決めていただければいいと思います。

**○委員長** 今の牧野委員の御意見は討論にも関わる内容かと思えます。そのように受け止めて、質疑はまだこれから続けたいと思います。

**○古畑秀夫委員** 今、牧野委員からも言われましたように1,500万円赤字なので、今回はコロナという事情があるものですからやむを得ないと思うのですが、これが改善されなくて、毎年積み込まざるを得ないような状況になってしまったのではいけないので、平成29年ですか、見直ししたりして方針を出されてはいるのですが、あれをもう少し見直しをしていっていただいたり、建物全体も、これからの改修の中で過疎債がどのような形でなくなった場合に影響を受けてくるのかというようなことも含めてお聞きはしたいと思います。抜本的な見直しを図っていかないと、これから大変ではないかなという気は私自身もしておりますので、その辺も含めて、これからの計画なり考え方、それから改修も予定しているわけですので、その辺、過疎債との関係はどのようになりそうなのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

**○産業政策課長** ただいまお話いただきました、平成29年に行いましたシミュレーション等につきましては、コロナ禍も含めまして、大分見直しが必要かと思っております。例えば工芸館、市場の売上げについては、当時、両方合わせて大体1億4,000万円くらいというような計画で動いておりましたが、こちらの表にもあるように、約1億円ぐらいになってくるというような状況になっております。明らかに4,000万円ほど売上げが下がってきているという状況がありますので、これは早急に、今後のコロナ後の事業計画と改善計画を立て直す中で黒字化になる歳出をしていきたいと考えております。

また過疎債等につきましては、まだ詳細な情報等がないものですから、今後どのようにしていくかということについては現時点では申し上げられません。少なくとも経過措置はありますが、今までのとおり、例えば満額つくとかいったことはないであろうと考えております。今回、地場産センターの建物も改修というお話をさせていただいておりますが、今見込んでいる箇所につきましては、道の駅で主に使われているくらしの工芸館の部分を重点的にやっていきたいと考えております。財源も限られてくる中で、店舗運営に影響といいますか、例えばそれで経費が削減できるところがあるのであれば、それを優先的に行っていきたい。例えば照明のLED化で電気料を削減するとか、ボイラーを更新して燃費のいいボイラーに取り替えるとか、そういったことを主にやっていきたいと考えております。

**○委員長** よろしいですか。

**○副委員長** プロパーで一所懸命やって実績も上げている方が、いろいろな勤務条件が厳しくなってきた、これからさらにモチベーションを上げて働くという、そういう環境も大事だと思うのですよね。1つお聞きしたいのは、ふるさと納税、この間3割ぐらいと相当下がっていると言っていましたが、時計と漆器とセットにしてやっ

ている、その漆器は地場産センターを通ってくるのですか。

○産業政策課長 地場産センターを通して販売していくという形になります。

○副委員長 そうすると、地場産センターの売上げにはなっているのですか。

○産業政策課長 売上げの一部になってまいります。

○副委員長 去年あたりは相当な金額を受けて、ふるさと納税、相当よかった。今年度は12月のこの時期がどうなるかというようなことは考えられないでしょうけれど、まだまだふるさと納税の中に入れていく、地場産センターを通してやるようなものがまだあるのではないかというような気もしますので、少し地場産センターの売上げが伸びるような形も考えていく。ふるさと納税にかこつけてということになるかもしれませんが、そういう制度があるわけですから、その辺も有効に利用して行って、少しでも売上げが伸びるような工夫をしてもらえばと、そんなことを少し検討してもらいたいと思っています。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかに。

○中村努委員 まず、減少見込みの1,500万円ですが、本当にこれがコロナの影響によるものかどうかということは、これは今後運営していく上でも厳密に事項評価をしていかなないといけないことだと思います。当然補助金に便乗するような形があってはならないと思うので、それはぜひお願いしたいと思います。

それから、地場産センターを運営していくに当たって、市中銀行からの借入れとかはあるわけですか。

○産業政策課長 運転資金的に一時的に市内の金融機関から借りているという状況ではございます。

○中村努委員 一時的にというのは、年度当初に借りて年度内に返済するというのを繰り返しているということですか。その金額も教えてください。

○産業政策課長 短期借入れになりまして、年度初めに3,000万円借りまして、年度終わりに返しているという状況でございます。

○中村努委員 公共的な役割も地場産センターにはあるということで、指定管理料1,500万円と運営補助金500万円というのを出しているわけですね。それはこの状況の中でも減っていないわけですね。ということは、当然公共以外のところで減っているということなわけですか。普通、一般企業的に考えれば、資金不足があって運営が厳しければ、市中銀行なり何なり自力で借入れをして、当面しのぐというようなことをすべきだと思うのですが、そういうことはしないわけですか。

○産業政策課長 その点につきましても、今、短期で借りている銀行等にも相談はした経過がございます。ただし、先ほども申し上げましたが、地場産センター自体の担保となる財産自体が、例えば土地建物があれば、それを担保に貸すということは可能であるというお話も伺いましたが、今現在、土地建物につきましては塩尻市の名義になっています。地場産センター自体が持っている正味財産自体は2,500万円ということになっていますので、それだけでは貸付けについてはなかなか難しいというお話はいただいております。

○中村努委員 相談した結果、そういうことであるとしたら、要は持っている資産と比較したらそういうことであって、金融機関の判断として、今後の経営の方向性といいますか、そういうのを判断して融資するかしないかという判断になると思うのですが、今のお話を聞くと、金融機関の判断ではなかなかそこまで見込めないという判断をされていると受け止められますが、そういうことですか。

○産業政策課長 金融機関との打合せのときも、その席で今後の見通し等についてもお話をさせていただきます

た。ただ、やはりこのコロナ禍において本当にそれが実現可能かどうかというところも含めて、なかなか金融機関側も判断ができないという状況の中におきまして、現時点での融資執行は難しいというお話をいただいております。

○中村努委員　こういう傾向を見ていて、どうしても思い出してしまうのは、ならい荘です。ずっとそういうやり方をしている、ある日突然、金融機関が債務超過という判断をされて継続ができなくなったという経過があって、何かよく似ているような気がします。今はチロルの森の閉鎖ということもそのようなことに関係してくるのかもしれないのですが、公共的な部分を担っていただく部分に集約化していくということも今後考えていかなくはないのかなと感じますので、その方向性、何かありましたらお願いします。

○副市長　根本的なお話を承りましたので、私から答弁させていただきます。最初に過疎債の件ですが、過疎債の見直し、まだ確定的なことは申し上げられませんが、一応今のところの国の方針としましては、塩尻市は合併により檜川地区という過疎債の該当地区があるということですから、それにつきましては、今回、財政力指数が全国の都市の平均 6.4 以下のものについては従来どおり認め、6.4 以上のものについては経過措置をとった上で過疎債の借入れ団体から分離をしますということの方針が打ち出されています。塩尻市は今のところ財政力指数が 6.5 ですから、したがって、このまま行けば過疎の団体指定が受けられないこととなります。

ただ、経過措置がございまして、7年間については、今までの過疎債の実績に応じて、段階的に減らしていくということになりますので、最初の3年間は、割合がまだはっきりしませんけれども、大体今までの2分の1くらいが過疎債として認められていくのだろうという見直しがありまして、この額が大体1億円くらいであります。したがって、令和3年から実施をされるとするならば、令和3、4、5年の3か年は毎年毎年1億円の過疎債が、需要に応じてですけれど、多分認められて、それから、あと4年間で段階的に引き下がっていくということなものですから、そういうような過疎債の運用の方針の中で、ほかの財源を場合によったら求めていかなくはない場合もあり得るということでもあります。

地場産センターの改築等々につきまして、過疎債を予定しておりますので、その分は3年間のうちにある一定部分については過疎債として措置ができるのではなかろうかという見直しであります。

それから、これからの地場産センターの運営でございますけれども、今御指摘いただいたとおり、地場産センターはいわゆる公共部分、公益部分を担っているという側面がございまして、これについては一定の指定管理料と、それから運営補助金ということで約2,000万円を市が支出をして、いわゆる公共部分はそういう形で金を投資しているということでございます。

それが平成29年のときに改変をいたしまして、大体土地建物、今までいわゆる公益施設として認定をされてきましたので、その固定資産あるいは財産を償却していかなくはないという規定がございまして、毎年何百万円とか一千万何百万円とかというものを支出していかなければいけないということになっております。それが市に寄附という形で帰属をいたしましたので、その分は大分軽減をされてきています。それから、市に帰属したもののについては償却がなくなりましたので、経費の中からそれが充当していけるということでもあります。

ただし、その措置によって資産がなくなったものですから、申しあげましたとおり、今資産そのものが大体3,000万円くらいしかありません。それを割り込んでいくと、いわゆる債務超過になってしまうということですから、債務超過になって一定の限界を超えますと、財団そのものが解散にならなければいけないという規定がご

ざいますから、今、実はそのぎりぎりのところにいます。

平成29年、30年、31年から令和元年、この3年間で大体赤黒とんとのところに経営状態を持っていて、債務超過にならないような状況の中で転換をしていこうというのが今までの計画でありました。しかし、それは同時に、資産を市に寄附するというで資産を減らして、いわば崖っ縁に立って経費を減らして経営を続けていくという選択をしたわけであります。

そういう中で、このコロナの状況ですから、それが一定程度狂ってきていて、今この措置をしていかないと債務超過の状況になっていってしまう。このままの状態が続けば、必然的に財団は解散をせざるを得ない。解散をしたときに財団自体の公益施設としての役割はどうなるのか、それから、今までくらしの工芸館で約八千四、五百万円の売上げのうち約半分が地元から仕入れたものでございます。

漆器業者も、先ほど牧野委員の意見の中では、確かにまちの中でお店を構えてやっている方々はいいですが、職人たちは店がないわけですから、ここが頼りなのです。ここが頼りで4,000万円から5,000万円のものをまちの中からこの財団が買って、それで運営をしているという状況です。したがって財団がなくなれば、それがなくなってしまうようなことが起こり得るということですから、私たちの考え方は、財団は財団としてしっかり継続をさせるべきだと。

ただし、経営は経営として、これは改善していかなくてはいけない。それは売上げを上げるか経費を削るか、経費もぎりぎりのところを削っていますので、そうすると、どうやって生産性を高めて利益幅を持っていくかということを考えなくてはいけない。先ほど御意見ございましたふるさと納税もその一つであります。ふるさと納税を、全てではないですが、できるだけ地場産に関連したものは買っていこうと。

それから、これは実現できるかどうか分かりませんが、ほかのところにも、あそこは立地が悪いですから、7,000万円、8,000万円の店売りを上げていくことは至難の業です。違うところにも出店していかなくてはいけない。そういうところでいわゆる外販を強化したり、そういうことの戦略もきちんと練っているつもりでいます。それが実現をいよいよしようとしたところが、このコロナの状況ですから、大変計画が狂っていってしまうということであります。

先ほど申しあげましたとおり、コロナの状況になって職員の皆さんにも賞与をほとんど支給しておりません。そういうような状況の中で守っているということですから、ぜひここはお認めをいただいて、地場産の経営を何とか、そうは言っても漆器産業の中核を担っている、しかもその職人の皆さんの生きるすべも一緒に担っているわけですから、それを御理解をいただいて、ぜひお認めをいただきたい。

ただ、これが本当に軌道に乗るためには、コロナショックもありますので、財務的には何らかの方法を取っていかなくてはいけない。財務的に何らかの方法というのは、場合によったら土地部分は償却がないわけですから、財団にお返しをするということも、市に寄附していただいた土地部分を一旦返して、財務基盤といいますか、少なくとも財産を名目上は、さっきの担保物件ではないですけど、それを増やしていくということもあり得ます。

ただ、それをやると公的施設でやったものをまた返すわけですから、償却がまた出てくるようなことにもなりかねませんし、それをやっても見せかけ上の資産で、あれは売却するわけにいきませんから、金に換えるわけにいきません。必ず金足らずになってしまうと、違う部分から経営が立ちゆかなくなってしまうということですから、これはどうしても経営の改善をしていかなくてはいけない。

それにはもう経費を削るだけ削って、従業員も今4人しかいませんから。従業員4人でやっているところやはり限界があるわけですから、それはそれなりの対応をしながら、少なくともこの1,500万円を今回お認めただいて、入れさせていただいて、経営改善をまずさせていただいて、もう1年か2年余裕をいただいて、その中で何とか収支バランスが保てるような形に持っていきたい。これは公益事業も含めて、改築もさせていただいて、そういう中で収支均衡がきちんと取れるような形でやらせていただきたいというのが、実はこの1,500万円のお願いでございます。

ぜひそのことを御理解いただきまして、必ず経営改善を成し遂げて、きちんとした財団として運営ができるような形に持っていきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

○委員長 ほかにありましたら。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

引き続き、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

ここで昼食時間になりました。あと2議案残っておりますが、午後一に審査して、終了後視察を行いたいと思っております。それでは13時再開ということで、申し訳ございませんが、御準備をお願いしたいと思います。それでは休憩といたします。

午前12時05分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長 それでは若干早いですが、皆さんおそろいでありませぬので、午前中に引き続き審査を再開したいと思います。

#### 議案第16号 令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 それでは、議案第16号令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。この説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第16号令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）をお願いいたします。今回の補正は人事異動等に伴います給与、手当などの人件費の補正となります。

条文第2条、収益的収入及び支出につきましては、第1款水道事業費用を180万円増額し16億4,289万1,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的支出を136万8,000円減額し8億3,513万9,000円とするものとしております。なお、第3条の本文につきましては、資本的収支の不足額が減額することから補填財源の内訳を改正するものとしております。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費について補正予定額43万6,000円を増額し1億3,811万1,000円とするものでございます。

それでは、7ページをお開きください。水道事業会計の予定損益計算書でございます。下から4行目、本補正後の当年度純利益につきましては、2億2,465万5,000円となります。

10ページをお開きください。10ページから12ページにつきましては、補正予算の各科目ごとの説明明細書となります。明細書につきましては人件費のみの補正となりますので、説明は省略させていただきます。説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。

これより自由討論及び議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第16号令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 議案第17号 令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続きまして、議案第17号令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。この説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案第17号令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。今回の補正は、水道事業会計と同様に人事異動等に伴います給与、手当などの人件費の補正となります。

条文の第2条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業費用を248万6,000円増額し、26億534万8,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的支出を344万3,000円増額し、25億9,227万1,000円とするものでございます。3条の本文につきましては、資本的収支の不足額が増額することから補填財源の内訳を改正するものとなっております。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費について593万6,000円を増額し8,652万1,000円とするものでございます。

それでは、8ページをお開きください。下水道事業会計の予定損益計算書となります。下から4行目、補正後

の当年度純利益につきましては、1億1,446万円となります。

11ページをお開きください。11ページから13ページにつきましては、補正予算の説明明細書となります。人件費のみの補正となりますので、明細書の説明は省略させていただきます。説明は以上となります。御審議、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第17号令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案に関する審査は以上です。行政側から何かございましたらお願いいたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げます。本委員会に所管する事業部でございますけれども、重要案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がございましたけれども、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。そのように議長に申し出をさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果、報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

それでは、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、申し上げました各議案につきまして御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中で頂いた御指摘、御意見、御要望に対しましては真摯に対応してまいりたいと存じます。大変ありがとうございました。

○委員長 どうも御苦労さまでした。予定したより早く終了しましたが、担当課に視察をお願いしたいと思います。出発を1時40分に変更いたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度12月定例会産業建設委員会を閉会といたします。御苦労様でした。

午後1時08分 閉会

令和2年12月16日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印